

公 告 第 8 3 1 号  
令和 4 年 3 月 4 日

被 保 険 者 各 位

東海地区石油業健康保険組合  
理事長 山本 浩嗣



## 公 告 事 項

### 組合規約の一部変更に関する件

組合規約の一部について、下記のとおり変更しますので、健康保険法施行令第3条第2項の規定に基づき公告いたします。

### 記

組合規約を別紙新旧条文対照表のとおり変更する。

### 附 則

(施行期日)

上記規約に係る変更は、令和4年3月1日から施行する。

### 別紙

東海地区石油業健康保険組合規約新旧条文対照表

東海地区石油業健康保険組合同規約 新旧条文対照表

新	旧
<p data-bbox="226 546 523 584"><u>第10章 保 険 料</u></p> <p data-bbox="226 645 775 730"><u>(一般保険料、介護保険料及び調整保険料の負担割合)</u></p> <p data-bbox="226 741 775 878"><u>第55条 一般保険料額、介護保険料額及び調整保険料額の負担割合は事業主及び被保険者において折半とする。</u></p> <p data-bbox="226 1037 320 1075"><u>附 則</u></p> <p data-bbox="226 1086 392 1124"><u>(施行期日)</u></p> <p data-bbox="226 1135 775 1220"><u>この規約は、令和4年3月1日から施行する。</u></p>	<p data-bbox="826 546 887 584">新設</p>